

毎日、感染拡大に怯えながら通勤・労働をしている社員のために

仕業検査車両所でも**早急に対策を講じてください！** - 2

2020/04/29

4月20日付けの所長名で貼りだされた会社の掲示で「通勤バスの座席使用制限について」が貼りだされました。通勤バスの運転手さんへの新型コロナウイルス感染症防止対策として当面の間、運転席後方の座席を使用禁止とするそうです。

これ自体は感染症拡大防止の観点から良いことだと思います、**が！**

同時に通勤バスを利用している多くの社員や関連会社の方たちへの感染症防止対策はどうなっているのでしょうか？

時間帯によりますが、大変混雑している（三密状態の）通勤バスがあるのは周知の事実です！

マイクロバスなら大型にするとかバスの台数を増やなど、通勤バスを利用する方のために三密状態を解消することが早急に求められています！

また通勤バスだけではなく、「通勤回送」も土日・祭日を除けば多くの方が利用されています。

現在の利用可能な指定号車をさらに増やして、少しでも感染するリスクを減らしてはどうでしょうか？

さらに、「自宅（在宅）勤務」という感染症拡大防止対策を、政府からの緊急事態宣言の延長を待たずに積極的に拡大して取り組むべきだと思います！

その際は、「自宅（在宅）勤務」にならずに勤務していれば当然得ていた各種「手当」を支払う事を忘れないで下さいね！

そして、やむを得ず仕事のために通勤する方々には、感染症拡大防止の観点から時差通勤や、公共交通機関による通勤から自動車等による通勤の推奨を会社は積極的に行うべきではないでしょうか！

どの対策も悩んでいる時間はありませんよ！